

令和8年度環境SDGsコミュニティデザイン業務仕様書

1 業務名称

令和8年度環境SDGsコミュニティデザイン業務

※¹ 環境SDGs：SDGsの17のゴールのうち、特に環境問題や環境保全に関するものに重きを置いたもの

2 業務の目的

群馬県では2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ぐんま5つのゼロ宣言」の実現に向け環境課題の解決に取り組んでいるところである。県民や企業等に対して環境問題の解決に向けた意識の醸成や行動の変容を一層促進することが求められており、本県では群馬県公認環境SDGsファシリテーター制度の運営により、県民等に対して環境SDGsの波及を推進している。

そこで、教育機関、企業及び民間団体等において群馬県公認環境SDGsファシリテーター（以下「ファシリテーター」という。）が運営する群馬県環境SDGs・脱炭素まちづくりカレッジ（以下「カレッジ」という。）を行うことができるよう支援することで、幅広い分野の方に環境問題の解決に向けた意識の醸成や行動の変容を促す。また、教育機関、企業及び民間団体等とファシリテーターを結び付け、将来的な自走に向けた支援を行う。なお、県が考えるファシリテーターの自走とは、ファシリテーターが、県内の自治体、教育機関、企業、民間団体等を自らつなぎ、脱炭素・環境SDGsをテーマとした協働活動を主体的に企画・実施できる状態を指す。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務の内容

(1) 広報

受託者は説明会への参加希望者やカレッジの実施を希望する団体等を募集するため、専用プロモーションサイトを構築するとともに、チラシ・デジタルサイネージ等の情報発信を積極的に行うこと。なお、サイト構築・広報にあたっては委託者と協議を行うこと。また、効果的な広報手段がある場合はこの限りではない。

(2) 関係者等向けカレッジ説明会の企画・運営

教育機関、企業及び民間団体等関係者にカレッジを体験してもらうことで、各団体へカレッジの導入を促進させるとともに、各団体同士の横のつながりをつくり協働での

カレッジ開催を促進する。なお、説明会の詳細は次のとおりとする。

ア 対象者：・群馬県内における中学校、高等学校及び大学等の教員等教育関係者
・地方公共団体関係者
・企業関係者
・民間団体関係者 等

イ 開催回数：2回以上

ウ 参加者数：60人以上

エ 開催時期：令和8年6月～令和8年12月

オ 開催時間：1回当たり3時間程度

カ 開催場所：群馬県内

キ 開催内容：概要紹介、カレッジの開催及び各団体への導入方法の説明等一

ク 特記事項：以下の点に留意し、企画すること

(ア) 教育機関関係者の連絡先(住所・電話番号・メールアドレス)は委託者から受託者に対して提供することとし、対象者への周知や集客は受託者が行うこと。

(イ) 企業、民間団体、地方公共団体関係者等については(1)の広報で作製した広報物を活用し、積極的な参加を呼び掛けること。

(ウ) 参加者は各団体から均等になるよう、最大限努めること。

(エ) 説明会の運営主体は受託者とする。また、カレッジの運営はファシリテーターが行うこととし、受託者はそれを補佐すること。なお、説明会前には3者(委託者、受託者及びファシリテーター)で当日の進行等について事前に打合せを実施すること。

(オ) 説明会にかかる会場使用料やテキスト教材代、ファシリテーターの派遣費等運営に必要な全ての経費は、受託者が負担すること。

(カ) 受託者は、説明会の企画にあたっては、各団体が将来的に同一地域・同一テーマで連動し得る関係性を構築できるよう、グルーピングやワーク設計を工夫すること。

(キ) 受託者は、各団体が協働でカレッジの開催を検討できるよう、参加団体同士をマッチングさせる時間を設け、コミュニティ意識の醸成を図ること。

なお、説明会の参加者数が60人未満となる場合は、不足人数に応じて委託金額から1人当たり1万円減額する。

(3) ファシリテーターによる各団体への主体的普及活動支援

各団体において、ファシリテーターがカレッジなど主体的普及活動を実施できるよう支援する。活動支援の詳細は以下のとおり。

ア 実施回数：10以上の団体

イ 実施時期：令和8年7月～令和9年2月

ウ 実施場所：群馬県内の教育機関、企業及び民間団体等

エ 特記事項：以下の点に留意すること

- (ア) 受託者は、各団体においてファシリテーターがカレッジを開催できるよう、
(2)の説明会の参加者とファシリテーターをマッチングさせること。マッチングに際しては、単独団体との個別マッチングに限定せず、同一地域又は同一テーマに関心を有する複数団体を可能な限り連動させる形で支援を行い、コミュニティ意識の醸成を図ること。基本的にマッチング後の各団体との日程や会場、費用等の調整はファシリテーターが行うこととし、受託者はそのサポートを行うこと。なお、調整の方法や回数は問わない。
- (イ) カレッジにかかる会場使用料やテキスト教材代、ファシリテーターの派遣費等は基本的に各団体に負担してもらうようファシリテーターが交渉するものとする。ただし、交渉の上、各団体が負担しない場合はカレッジ運営に係る経費を受託者が負担すること。
- (ウ) 導入期間内にカレッジを導入できない各団体に対して、受託者は、可能な限り導入期間以降にカレッジを導入するよう促すこと。

なお、各団体へのカレッジの導入数が10団体未満となる場合は、不足数に応じて委託金額から1団体当たり5万円減額する。

(4) ファシリテーター自走に向けた支援

受託者は、ファシリテーター自らが企画を立案・提案できるようになり、活動を継続することができるよう、以下の支援を行うこと。

- (ア) 受託者は、ファシリテーターの役割を発展させるため、県が考えているファシリテーターの自走について、ファシリテーターと共有すること。
- (イ) 受託者は、ファシリテーターと(2)の説明会に参加した各団体担当者との連絡先交換を促し、事業実施終了後も団体担当者とファシリテーターが良好な関係を構築できるように努めること。
- (ウ) 受託者は、ファシリテーターが、自発的にカレッジを実施できるように開催までの調整方法や実施手順、必要備品等をまとめたマニュアルを作成し、ファシリテーターに共有すること。また、ファシリテーターが望む活動形態に応じた活動を成立させるため、活動単価の考え方、年間実施回数の想定、無償活動の場合のモチベーション維持の工夫等について整理し、活動モデルとして共有すること。なお、マニュアル作成にあたっては、ファシリテーターや委託者と協議すること。
- (エ) 受託者は、ファシリテーター同士の交流機会の創出や、活動事例・ノウハウの共有を通じてファシリテーター間のコミュニティ意識を醸成することにより、ファシリテーターが個人事業主的に孤立することなく、相互に情報共有や

相談ができる関係性を構築できるよう支援を行うこと。

5 完了報告等

受託者は本業務の終了後、速やかに完了報告書を委託者へ提出すること。

なお、提出する完了報告書の様式については、委託者及び受託者が協議の上決定するものとする。

6 情報管理

業務遂行にあたり、知り得た情報を外部に漏らしてはならない。また、本業務に資する目的以外のために利用してはならない。なお、契約期間が終了した後も同様とする。ただし、情報提供者の承諾が得られた場合にはこの限りではない。

7 その他

- (1) 受託者は委託者の了解を得ることなく、「3 委託契約(3)」の名称及び構築・仕様を変更してはならない。
- (2) 受託者は委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者へ報告しなければならない。
- (3) 業務の実施にあたり受託者に生じた損害は、委託者の責めに帰する理由による場合を除き、受託者の負担とする。また、業務の実施にあたり受託者が第三者に及ぼした損害は、委託者の責めに帰する理由による場合を除き、受託者の負担においてその賠償をするものとする。
- (4) 受託者は、業務の実施に支障が生じる恐れのある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を委託者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告書及び今後の対処方針を提出する。
- (5) 受託者は業務の実施に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所管の警察署に届け出なければならない。
- (6) 受託者は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務の実施に関しては知り得た個人情報又は秘密について他人に漏らしてはならない。
- (7) 本事業に関する所有権や著作権は、委託者に帰属することとし、委託者は事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとする。また、委託者はこの業務において生じる成果物等を、受託者が他の業務で使用することを妨げない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。